

第 6 3 号 議 案

東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 1 2 月 3 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

( 提 案 理 由 )

この案は、職員の給料月額を改定する等のため提出します。

東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

東京都台東区職員の給与に関する条例（昭和26年9月台東区条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第 4 及び別表第 5 を次のように改める。

## 付 則

### ( 施行期日 )

1 この条例は、平成 2 5 年 1 月 1 日から施行する。

### ( 施行日前の異動者の号給の調整 )

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

### ( 平成 2 5 年 3 月に支給する期末手当に関する特例措置 )

3 平成 2 5 年 3 月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の東京都台東区職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第 3 に掲げる医療職給料表(一)の適用を受ける職員を除き、改正後の条例第 2 1 条第 2 項(同条第 3 項及び第 4 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第 5 項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される東京都台東区職員の処遇等に関する条例(昭和 6 3 年 7 月台東区条例第 1 2 号)第 4 条第 1 項又は公益的法人等への東京都台東区職員の派遣等に関する条例(平成 1 5 年 1 2 月台東区条例第 4 8 号)第 3 条の 2 の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(人事委員会が定める職員にあっては、第 1 号に掲げる額又は第 1 号及び第 2 号若しくは第 1 号及び第

3号に掲げる額の合計額。以下この項において「調整すべき額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成24年4月1日(同月2日から平成25年3月1日までの間に新たに職員となった者(平成24年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものを除く。)にあっては、新たに職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会が定める日))において職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当(改正後の条例第12条の2第2項に規定する台東区規則で定める額を除く。)及び寒冷地手当の月額合計額に100分の0.19を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成24年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.19を乗じて得た額

(3) 平成24年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.19を乗じて得た額

4 平成24年4月1日から平成25年3月1日までの間において、他の特別区の職員であった者その他の人事委員会が定める

職員から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「他の特別区の職員であった者その他の人事委員会が定める職員との均衡を考慮して人事委員会が定める額」と、「第1号に掲げる額又は第1号及び第2号若しくは第1号及び第3号に掲げる額の合計額」とあるのは「人事委員会が定める額」とする。

- 5 前2項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の平成25年3月に支給する期末手当の額は、人事委員会が定める。

（行政職給料表（二）の適用を受ける職員に係る号給の調整）

- 6 東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成21年11月台東区条例第37号。以下「一部改正条例」という。）付則第6項及び第7項の規定により号給の切替えを行った職員のうち、人事委員会が定めるものの平成25年4月1日における号給については、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

- 7 前項に定めるもののほか、一部改正条例付則第6項及び第7項の規定により号給の切替えを行った職員のうち、人事委員会が定めるものについて、前項の規定により号給を調整した職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会の定めるところにより、同項の規定に準じて、号給の

調整を行うことができる。

(委 任)

8 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。